

【 会 議 録 】 (概要)

日時:令和2年(2020年)10月9日(金)18:30~21:00

会議名	令和2年度越谷市自治基本条例推進会議 第2回会議	場所	越谷市役所 本庁舎5階 第1委員会室
件名 議題	1 開会 2 あいさつ 3 議事 報告事項 (1) 子ども版パンフレット等の活用状況について (2) 小学校6年生を対象としたアンケート調査結果について 協議事項 (1) 越谷市自治基本条例の運用状況について (2) 越谷市自治基本条例の普及・啓発について 4 その他 5 閉会		
資料等	<input checked="" type="checkbox"/> 有 無		
出席者	出席委員 中原副会長、青木委員、小河原委員、影山委員、櫻井委員、得上委員、土方委員、松島委員、浅見委員、中村委員、齋藤委員、日吉委員、上ノ原委員、小船委員(14名) 欠席委員 岡崎会長(1名) 事務局 徳沢政策担当部長、山元政策担当副部長(兼)政策課長、戸張同調整幹古海同副課長、荒井同主事(5名) 傍聴者 1名		
内 容	別紙 会議録(要旨)のとおり		
●合意・決定事項等 ・令和2年度第3回会議を令和3年2月15日(月)の午後6時30分から開催することとした。 ・今後の会議の進め方等について、11月30日(月)までに意見を提出していただくこととし、それらの意見を踏まえ、令和2年度第3回会議の議事事項を決定することとした。			

会議録（要旨）

1 開会

2 あいさつ（副会長）

皆さん、こんばんは。本日はお忙しい中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。今回の会議では、事前に送付されておりました自治基本条例の運用状況を確認するための指標及び報告事項等をもとに、具体的な審議に入っております。議事においては、自治基本条例の理念に基づいた参加と協働によるまちづくりが推進されるよう、皆様から忌憚のないご意見をいただければと存じます。

本日は、岡崎会長が急遽ご欠席とのことで、会長不在にはなりますが、皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

（事務局） それでは、議事に移ります前に、前回会議においてご質問がありました「越谷市自治基本条例推進会議設置条例が否決された理由」について、事務局からご説明させていただきます。お手数ですが、自治基本条例のパンフレットの裏表紙にあります、第28条をご覧ください。平成21年6月議会において、自治基本条例制定について可決され、その際、条例第28条にある「別に定める推進会議設置に関する条例制定に当たっては、その内容を十分に検討すること」が附帯決議の1つとして付されました。同年9月議会において、自治基本条例推進会議設置条例（案）が上程されましたが、「推進会議についての議論が十分になされていない」という主旨の反対意見などがあり、否決されました。その後、庁内において十分な検討を重ね、同年12月議会に再提案した結果、可決されたものでございます。

3 議事

報告事項

（1）子ども版パンフレット等の活用状況について

・事務局が、【資料1】「令和元年度 子ども版パンフレットの活用状況」に基づき報告を行った。

（議長） ありがとうございます。それでは、子ども版パンフレット等の活用状況について、ご質問等がありましたらお願いします。

（委員） 資料1を見て、授業の行い方や時間数などにばらつきがあり、学校ごとに共通認識が持てていないように感じました。授業を受けた子どもたちが家庭に持ち帰って親と話をするところまで発展させた内容の授業ができていない学校もある中、ただ教科書の参考として使っただけの学校もあります。今後、学校の先生に対して働きかけができるようであれば、行っていただきたいと思っております。

（委員） この子ども版パンフレットは、大人である私から見ても分かりにくいと感じますので、子どもには余計に分かりにくかったのではないかと思います。

（委員） 越谷市のことを知る、あるいは越谷市の政治を知ることと、自治基本条例を知ることとは別のことだと思うのですが、この子ども版パンフレットの中には、自治基本条例以外の、越谷市の特産物や歴史などがたくさん書いてあり、アンケートの回答でも、越谷市のことについてよく知ることができて勉強になったという内容のものが多くあります。しかし、越谷市のことではなく、自治基本条例を知ること、これを主眼に置いた内容にすべきなので

はないでしょうか。また、やはり子どもたちに自治基本条例について、しっかり理解してもらうことは非常に難しいことですので、社会科の授業で、自治というのは何か、しっかり学んだうえで、自治基本条例がどのようなものなのか教えていくのが良いのではないのでしょうか。

(委員) 子ども版パンフレットを授業で活用し、自治基本条例を小学校6年生に教えるようになったきっかけを教えてください。

(事務局) 小学校6年生への子ども版パンフレットを活用した普及・啓発の取組みを行うことになったきっかけとしては、資料1にも記載しているのですが、自治基本条例推進会議からの「自治基本条例の実効性を確保するための課題について」という報告書において、「自治基本条例の普及について」の、「若い世代への普及の取組み」の項目の中で、「小学校の高学年を対象としたわかりやすい表現で解説したパンフレット」について提言がありました。この提言を受けて、子ども版パンフレットを作成し、小学校6年生への普及・啓発の取組みを行うようになったという経緯がございます。

(委員) 子ども版パンフレットの活用時間についてですが、長い学校で4時間30分、短い学校で20分と、随分ばらつきがあります。この子ども版パンフレットを活用した授業実施の仕方や時間数等、教育委員会とすり合わせは行っているのでしょうか。それとも、学校ごとにおまかせという形なのでしょうか。

(事務局) 各学校との個別の調整は行っていないのですが、政策課から各学校へ子ども版パンフレットの授業での活用を依頼する際に、教科書のどの単元でどのようにパンフレットを活用してほしいといった活用方法や、指導の仕方、時間数の目安などを記した「指導案」を付けて依頼しておりますので、そういった形での調整は行っております。

(委員) 今、事務局から説明があった依頼の仕方だと、各学校に授業の時間数や指導方法等が委ねられる形になってしまうので、子どもたちの認知度が大きく違ってきてしまうと思います。将来、子どもたちが大人になった時に、少しでも頭の中に入れておいてもらうには、授業の仕方などをもっとしっかり揃えていくべきであると思います。

(委員) 子ども版パンフレットを活用した授業について、授業の内容や時間数等について、強制はしていないということでしたので、教える先生によってばらばらになってしまっているのが現状です。さらに、現実的に自治基本条例を子どもたちみんなに理解してもらうためには、自治基本条例について、しっかり授業で触れることが必要であると思います。

また、普段から常々思っているのですが、文章が長過ぎるのは良くないと思います。せめて1つの文章につき、読点は1つかせいぜい2つ、文章1つに対して読点が3つも4つもあれば、子どもたちには理解しにくいと思います。私が、自治基本条例の改正をしたいと意見を述べたのは、そのような文章の問題も要因です。片仮名言葉や英単語など、難しい表現は避けていただきたいです。

(委員) 私は、子ども版パンフレットを作った当時も、この推進会議の委員をしていました。子ども版パンフレットを作った目的としては、子どもたちが子ども版パンフレットを活用した授業を受け、自治基本条例への理解を深めることのほかに、授業の後、家に持って帰って、親御さんやおじいちゃん、おばあちゃんなど家族みんなに、子ども版パンフレットを見てもらい、子どもたちだけでなく、親世代など多くの方たちにも自治基本条例を知ってもらえる機会になるということもありました。

今回、小学校6年生を対象としたアンケートの調査結果が、会議資料に入っていましたが、これも子どもたちが直接アンケートに答えているのではなく、QRコードで保護者を通じて回答ということになっていますので、親御さんたちが自治基本条例について知る機会になっているのではないかと思います。

また、資料1の子ども版パンフレットの活用状況の一覧で、自治基本条例が市議会で作られ

たような表現がなされているところがあったので、これは授業をする先生が何か勘違いされているのかなと感じました。市議会が条例（案）を可決するのですが、それ以前に審議会など多くの市民が関わってできた条例です。子どもたちに授業で教える前に、まず、先生たちに自治基本条例についてしっかり理解してもらう機会が必要なのではないかと思います。

報告事項

(2) 小学校6年生を対象としたアンケート調査結果について

・事務局が、【資料2】「小学校6年生を対象としたアンケート調査結果」に基づき報告を行った。

(議長) ありがとうございます。それでは、小学校6年生を対象としたアンケート調査結果について、ご質問等がありましたらお願いします。

(委員) 小学校6年生を対象としたアンケート調査の、問1「子ども版パンフレットを配る前、越谷市自治基本条例を知っていましたか。」についてですが、この「知っていましたか」は、どのような意味なのでしょう。名前を知っていればいいのか、内容まで理解しているということなのか。市政世論調査での自治基本条例の認知度の調査項目もですが、私は、自治基本条例を理解して、その意味が自分で説明できるかということが重要であると思います。

(委員) 「自治基本条例を知っていましたか」という問いについてですが、選択肢が「内容を知っていた」、「名前を聞いたことがあった」、「知らなかった」の3つあります。この選択肢になった経緯や理由がありましたら教えてください。

(事務局) こちらの設問の選択肢については、市政世論調査でも同様の設問がありますので、市政世論調査の内容に合わせる形で設定しております。また、「自治基本条例を知っている」ということに対し、明確に定義づけしているわけではありませんが、小学生6年生と、その保護者が回答対象者ですので、自治基本条例の内容を知っているかどうか、名前だけでも知っているかどうかということ把握したく、このような選択肢になったという経緯がございます。

(委員) アンケートの回答総数が151件だったということですが、分母である児童数はどれくらいなのでしょう。この回答総数を見ると、本当に一部の方々しか回答しておりませんので、この調査結果に推進会議が縛られる必要はなく、「傾向としてはこのような傾向がある」程度の理解で良いと思います。

また、この推進会議の進め方についての提案なのですが、会議中に出る質問等について、事前に事務局にメール等で提出していただくのはどうでしょうか。そうすれば、会議中に質問事項で時間を消費してしまうこともなく、より有意義な議論ができるのではないかと思います。

(委員) 確かに、先ほど他の委員がおっしゃられたように、このアンケートの設問内容だと、自治基本条例について、どの程度知っているのかが分からない部分がありますが、その部分を詳細に把握しようとする、それこそ自治基本条例に関するクイズをして理解度をはかったりしなくてはなりませんので、認知度を時系列で見るということに関しては、この設問内容で良いと思います。

また、アンケートの回答についてですが、恐らく保護者が代わりに回答しているとか、あるいは意識が高く、真面目な児童だけが回答しているというような傾向があるのではないかと思いますので、可能であるなら、教室で答えてもらう形式にした方が、より回答率が高くなりますし、認知度が正確に把握できるのではないのでしょうか。

(事務局) 先ほどご質問がありましたアンケート回答の分母、児童数についてですが、市内小学校6年生の児童数は3,200人程度ですので、概算ですが、回答率といたしましては、約4.6%

となっております。また、先ほど、アンケートの回答方法について、紙のアンケート用紙を教室で直接回収したほうが良いのではないかというご意見がありましたが、こちらについては、当初、紙のアンケート用紙での実施を考えていました。しかし、このアンケート調査を実施する前に、教育委員会と調整をした際、現在、働き方改革が進められている中で、紙回収で実施すると教職員の負担がかなり大きくなってしまいうということもございまして、QRコードを読み込み、電子で回答する形式とさせていただいたという経緯がございます。

- (委員) 小学校6年生を対象としたアンケート調査の実施方法や設問の問いかけの仕方について、要望等がありましたが、それはそれとして、せっかく実施した調査ですので、この結果をどう受け止めて今後活かすかということが重要だと思います。今後は、自治基本条例の目的が児童に伝わるように、この条例ができたことによって越谷市はどう変わっていくのかなどを中心に児童へ説明をしていただきたいと思います。今回のアンケート結果から、認知度が低く、自治基本条例について無関心な人が多いということがわかりました。そのため、これをどう改善していくかがこれからの課題ですし、今後、みんなでいい方向に持っていければ良いと思います。

協議事項

(1) 越谷市自治基本条例の運用状況について

- ・事務局が、【資料3】「越谷市自治基本条例の運用状況を確認するための指標及び報告事項」に基づき説明を行った。

(議長) ありがとうございました。

内容が広範多岐にわたっておりますので、参加、協働、情報共有、市政運営の4つの分野に分けてご意見をいただいた後、4つの分野の前提となる包括的な指標である自治基本条例の認知についてご意見をいただきたいと存じます。指標等に関する現状分析的なご意見や現状での課題、今後取り組むべき事項等に関するご意見等をいただきたいと思います。

まず、参加の分野でご意見等があればお願いします。

(委員) 参加の項目に入っていく前に、全体的なことについて、質問させていただきます。

資料3のタイトル中の「運用状況を確認する」という行為の、主語が誰で、目的はどのようなことなのかについて教えてください。

(事務局) まず、この指標を作った経過をご説明させていただきます。

第2期推進会議において、「自治基本条例の適切な運用に関する事項について」諮問があり、それに対する答申がなされました。その答申の中で、自治基本条例の適切な運用についての方策として、自治基本条例の実効性を確保していくためには、運用に関する進捗状況を確認していく必要があります。具体的な進捗状況の確認方法としては、指標を設定し、運用状況を管理していく方法があるという提言がなされています。この答申を受けて、第3期推進会議で指標とすべき項目について協議し、第4期推進会議において指標を設定して今の形をつくったということになります。

また、誰が確認するかということにつきましては、もちろん我々行政も確認しますし、そしてやはり指標を作成したこれまでの経過を踏まえ、まずはこの推進会議で確認をしていただくということであると認識しております。

(委員) 確認の定義ですが、何かコメントすることを確認というのでしょうか。確認の意味が分からなかったのです、教えてください。

(事務局) 指標を設定した当初の目的は、自治基本条例が適切に運用されているかをみるということになりますので、確認の意味としては、ある指標を通して、自治基本条例が適切に運用されて

いるか、例えば、参加、協働、情報共有など、そういった分野ごとの取組みが進んでいるか、実効性がしっかりと担保されているかを確認するというイメージです。ですから、参加、協働などの項目によって実効性が保たれているというふうに評価するものもあれば、取組みが進んでいるというような評価になることもあろうかと思えます。

(委員) 自治基本条例が適切に運用されたことによってこの指標が良くなっているとか、自治基本条例があったからこのような変化があったというような、自治基本条例の視点から評価するというので、行政の指標をただ評価することとは違うということですね。

(事務局) この指標の設定の仕方は、自治基本条例が制定され、例えば参加、協働、情報共有、市政運営の4分野の項目をはかるために事業を始めたわけではなく、それぞれの分野が推進されているかをはかるために既存の事業に関する指標を持ってきているということです。例えば、自治会加入世帯数という指標であれば、協働という分野に関連しており、評価できるのではないかとということで、協働分野の指標の1つとして設定したということです。

(委員) 要するに、これまで私が聞いたかったのは、推進会議に行政評価と同じことをさせているのかということです。

(委員) 私も同感です。行政が本来やるような、行政評価の目線で指標を評価しているのであれば、わざわざ推進会議がやる必要があるのかという問題意識が根底にあります。

(委員) この問題は、推進会議全体の構造に関わるもので、この場で結論を出すことはできないでしょうから、今後、追々、その問題について触れていきたいなと思えます。

(委員) 行政評価は行政評価で行って、この推進会議では、行政評価とは別に、指標を確認し、意見を出し合い、検討する。同じような形式であったとしても、それぞれの立場によって視点は変わってくると思えますし、違った意見も出てくると思えます。指標をもとに検討し、推進会議独自の結論を出していくことが重要であると感じます。

(議長) 戻りまして、参加の分野でご意見等がありますでしょうか。

【発言者なし】

(議長) それでは、次に、協働の分野でご意見等があればお願いします。

(委員) 自治会加入世帯数(加入率)という指標について、平成30年度と比べると令和元年度は加入世帯数が若干増えていますが、割合としては減っています。これは、人口が増えていることが要因だと思います。

この資料の別紙4に、各地区の世帯数や自治会加入率などの一覧表が載っており、この一覧表に関連して質問をさせていただきます。レイクタウンが近くにある大相模地区は、マンションが増えて、自治会加入率が低くなったり、人口が増えて分母が大きくなっているため、自治会への加入率が44.94%と低くなっているのは納得できます。ただ、増林地区の加入率が45.12%というのは、なぜなのでしょう。この数字で間違いはないですか。

(事務局) 基本的に、どこの地区も世帯数は人口増加に合わせて増えていっています。そのような中で、大相模地区などは、世帯数が増えると同時に加入世帯数も増えていっていますが、増林地区は、昨年度に比べまして世帯数の増え方としては129世帯と微増、さらに退会した世帯数が118世帯となっておりますので、加入率が下がっていったような状況となっております。

(委員) 私は、ある地区の自治会連合会長を仰せつかっております。自治会加入率が毎年のように低くなってきているということがありまして、市長と協議した結果、各自治会連合会に予算をいただけるようになって、加入促進活動を行っています。自治会への加入数を増やすべく、去年の暮れから今年にかけて動き始めましたが、コロナ禍であまり活動できていません。加入促進活動のおかげで、若干加入数が増えてはいるのですが、まだまだ足りない状況です。そういった形で、今後も増えていくとは思いますが、現在の自治会連合会の活動状況としては、今ご説明したような形ですので、皆さんにご理解いただきたいと思います。

- (委員) 私の自治会でも、自治会加入率が上がるよう、一生懸命活動しています。しかし、自治会への加入を増やすことは非常に難しいです。また、実際に自治会に入っても何もしないという人が多いという問題もあります。私は、自治会に入っておりまして、新たに自治会に加入する人、会社で加入する場合など様々ありますが、基本的には、加入することで自分に利益がないのであれば入らないという人が非常に多くなってきています。先ほど、各連自治会に予算が割り振られ、自治会への加入促進の活動を行っているというお話がありましたが、ただお金をばらまけばいいということではないと思います。私の個人的な意見ですが、自治会に入らなかったら住民登録を受け付けない、これぐらいのことをやれば絶対に入らざるを得ないということになるかもしれません。また、ごみも、自治会に入っていなくても出せるのが、当たり前と思っている人がかなりいます。こういう人たちの意識を直すことが、自治会連合会のやるべき仕事だと思います。
- (委員) やはり13地区ごとに特色があり、どのような取組みを行うかは、それぞれの自治会連合会に委ねられておりますので、統一はできないと思います。地区の実情に合わせて、様々な案が出されていて、例えば、南越谷地区の自治会連合会は、自治会加入者へ「なんこし自治会優待カード」を発行し、お店でカードを提示すると、割引やプレゼントなどの特典を受けられるようにしており、商店街を巻き込んだ形で活動を行っています。
- (委員) 自治会加入率が毎年下がっていますが、別紙4を見ると、新方地区は79.74%と、13地区の中では最も加入率が高いです。それでも、自治会の会員の中から、会費を取るけれども、自治会は一体何をやっているんだという意見が結構出ています。これは、自治会役員をやっている人のPRが足りないことが原因だと思います。自治会では、地区の安心・安全のため、街路灯の管理や防犯パトロールを行ったり、コミュニティ活性化のためのイベントを企画したりしています。そのような自治会の活動を、自治会役員の方に役員会で説明してもらったことによって、自治会は何をしているんだという意見は大分減りました。自治会が地区のために多くの活動をしており、自治会があることによって地区で助け合うことができているということを、そのことを知らない方々へPRし、知ってもらうことで、自治会を辞めようとしているのを食い止めたり、その人を通じて自治会に入ってくれることもあるのではないかと思います。
- (議長) 次に、情報共有の分野でご意見等があればお願いします。
- (委員) 情報共有についてですが、この分野はここ何年間かで非常に進歩したと思います。越谷市は、広報こしがや、Twitter、cityメール、LINE、それからYouTubeなど、市民への情報共有のツールがたくさんあり、他市と比べても劣らず、素晴らしいと思います。私は、越谷市の公式LINEを登録しているのですが、コロナや災害に関する情報など、様々な情報が即時性を持って、市民に共有されています。越谷市には、様々な市民への情報共有のツールがありますので、もう少し中身を工夫できると、さらに良くなると思います。また、マイナンバーカードについての指標を追加すると良いと思います。行政のデジタル化が進む中で、マイナンバーカードは、誰でも簡単に取得ができるし、一番のポータルとなるものですが、全然普及していないという現状があります。そういったデジタル化を見据えた指標、今後、行政手続の簡素化に貢献するであろうマイナンバーカードに関する指標があると良いのではないのでしょうか。
- (委員) 現在、マイナポイントをもらうためマイナンバーカードの手続きをしようと、多くの市民が市役所の窓口に来ています。マイナンバーカードには更新期限がありますので、更新するために私も窓口に行ったのですが、有効期限の3か月前からでないと手続きができないそうで、更新することができませんでした。私のような場合が他にもあるかと思っておりますので、マイナンバーカードを持たれる方に対してそのようなことをPRしていくことが必要であると思います。また、基本的に、マイナンバーカードは紛失をすると悪用される可能性が高いもの

です。非常に便利なものには、危険性があるので、その危険性をマイナンバーカードを持つ方々に十分に認識させることが重要だと思います。

(議長) 次に、市政運営の分野でご意見等があればお願いします。

【発言者なし】

(議長) 次に、包括的な指標である自治基本条例の認知について、ご意見等があればお願いします。

(委員) この包括指標は「自治基本条例の認知」、すなわち「自治基本条例を知っているか」をはかるための指標ですが、それでは足りないと思います。「知っている」、「知らない」だけでなく、自治基本条例の理解度、さらには、自治基本条例があることによって、自分たちの住むまちが良くなったとか、自治基本条例がなかったらここが悪くなってしまうというような実例を伴うものがあると、理解度が高まってくるのではないかと思います。指標としては、認知度に限定せず、条例の中身をどれくらい理解しているかというような理解度に関する視点も入れた方が良くと思います。また、この指標を広報こしがやに掲載し、自治基本条例がこれだけ知られていないということを市民に知ってもらわなければならないと感じます。

(委員) この「自治基本条例の認知」という指標の内訳が資料4の1ページに細かく書いてあるのですが、「よく知っている」、「まあまあ知っている」、「聞いたことがある」を合計しているので、平成30年度だと27.4%、令和元年度だと20.7%と、割と高い数字になっています。「聞いたことがある」は、世間体を気にしてなんとなく聞いたことがあると答えた人がいるのではないかと思います。自治基本条例を本当に推進しようとするのであれば、「聞いたことがある」という選択肢を除いた数字にした方が良くと思います。そうすると、平成30年度は27.4%が8.9%、令和元年度は20.7%が5.1%になります。この「聞いたことがある」を含めず、認知が進んでいないという現状を示した方が、自治基本条例を今後多くの方々に知ってもらおうという意気込みとしては良いのではないかと、それぐらいの気持ちで推進会議委員としては取り組んでいきたいと考えています。

(委員) 先ほど、事務局から、資料3にあるそれぞれの指標は、自治基本条例が制定され、参加、協働、情報共有、市政運営の4分野の項目をはかるために事業を始めたわけではなく、それぞれの分野が推進されているかをはかるために既存の事業に関する指標を持ってきているという説明がありましたが、この包括指標に関しては、自治基本条例が制定されたことによってできた指標になっているのかなと思います。それ以外は、元々あるものを、自治基本条例関連ということで集めてきただけですので、それらの指標を推進会議が行政評価のように評価することには疑問を感じています。また、自治基本条例を知っていても、知らなくても、参加と協働が進んでいけばそれでいいわけで、その視点が抜けていると感じますし、参加と協働が進んでいるかを実感できる指標は、包括指標以外の、分野別指標のところにあったら、薄い感じはしますので、もう少し実質的なところで評価できるKPI（重要業績評価指標）が必要なのではないかと思います。

(委員) 私の周りには、小学生の子どもを持つ若いお父さん、お母さんが多いのですが、そういう方々に聞いてみると、「自治基本条例を聞いたことがない」という方が多いです。しかし、聞いたことがないという人たちにも、地区の活動などには積極的に参加していただいていますし、自治基本条例という言葉にこだわってしまうのは違うように思います。もう少し参加や協働などの観点からPRをしていった方が、自治基本条例の理念が根付いていくのではないのでしょうか。

(委員) この包括指標は、直球というか、自治基本条例の認知度そのものを指していますが、おそらく参加や協働など柱立てが、生活や何かを通じて市民の皆さんに浸透しているという結果として出てくる数値であって、あまりこだわらないほうが良いのではないかと考えています。自治基本条例の認知とか中身を知っているかを問う相手方を戦略的に絞り込むとすれば、私は市の職員だと思います。市の職員が自治基本条例を知っているのは当たり前ですが、重要

なのは自治基本条例の中身を知っているかどうかです。自治基本条例の構造や理念など、そういう深いところまできちんと職員が理解しているのかということです。例えばですが、市の職員には昇任試験があります。択一問題で、自治基本条例を知っているか知らないかというレベルではなくて、もう少し踏み込んだ理解度を問うような設問があったときに、正答率がどのくらいとか、そういう部分まで市の職員に求めていくことが必要だと思います。市の職員が自治基本条例の精神を体现できていれば、それは当然施策などに反映され、市民の皆さんに届いていく、このような形で自治基本条例の理念や精神が生きていくのではないのでしょうか。

(委員) 先ほどのご意見と重複するところがあるのですが、まさしく自治基本条例を動かしていくのは、市、さらには市民、事業者も含めてです。自治基本条例には、議会も規定されていますが、行政に関わる組織のほとんどが自治基本条例に関わるというつくりになっていると私は理解しております。昨今の新型コロナウイルスの影響で、市政への参加の仕方や協働の形など、様々なもののあり方が変化してきている中で、この細かい指標について、推進会議で議論することには、若干の疑問を持っております。この推進会議設置条例を見ますと、推進会議は、市長の諮問に対して、まずお答えをする。その他に意見を述べることもできるようになっております。少し今回の議論から横道にそれるかもしれませんが、具体的な諮問事項があれば、より有意義な議論をすることができるのではないかと考えております。また、市の職員が自治基本条例の中身を知るべきだというご意見がありました。私もその通りだと思っています。現在、市の職員に対して、どのように自治基本条例に関する働きかけをしているのか教えてください。

(事務局) まず、市の職員に対する自治基本条例の啓発については、新採用職員を対象とした研修において、自治基本条例の構造や理念などについて、パワーポイントを使いながら、1時間ほどかけて講義を行っております。また、先ほどご意見のあった、昇任試験の問題に自治基本条例の理解度を問うような設問を入れることについては、まだ行っていない状況でございます。

(委員) 私は、この自治基本条例の策定に携わっており、議会などについて規定されている第5章を担当しておりました。第5章には当初、議会に関するよりはっきりとした文言を盛り込む予定でしたが、当時、議会基本条例の制定が検討されているということで、自治基本条例には議会についてはあまり詳しく書かず、濁したという経緯があります。私の記憶では、議員との懇談会において、議会基本条例を制定するという発言があったと記憶しておりますが、それを裏付ける根拠がありません。

協議事項

(2) 越谷市自治基本条例の普及・啓発について

・事務局が、【資料4】「越谷市自治基本条例の普及・啓発について」に基づき説明を行った。

(議長) ありがとうございます。それでは、越谷市自治基本条例の普及・啓発について、ご意見等がありましたらお願いします。

(委員) やはりお金をかけていろいろなものを配ったり、イベントなどを開催すれば、それだけ自治基本条例について知ってもらえると思います。単純に費用をかけた分だけ、効果が出てくるものではないかと私は思っていますので、あまりこの場で普及・啓発の取組みについて議論する意味はないのではないのでしょうか。それよりも、先ほどご意見のあった、自治基本条例の理解に関することとか、なぜ、自治基本条例が必要なのかや、条例を知らなかったとしても、参加や協働の取組みは進んでいるといったことについて議論していけば良いのではないのでしょうか。

また、昨年度、自治基本条例施行10周年記念の取組みを行っていましたが、認知度が下がっています。このことについて、事務局としてはどのように考えていますか。

(事務局) 自治基本条例施行10周年記念の取組みとして、例えば、先ほどお配りした広報こしがや季刊版への特集記事の掲載や、施行10周年を記念した講演会を開催するなどしておりますが、広報こしがや季刊版は令和元年9月の発行、講演会は10月の開催となっております。市政世論調査は、令和元年6月から7月にかけて実施したものでございまして、これらの施行10周年記念の取組みが反映されていないような状況となっております。

(委員) 自治基本条例をただ知っているという人が増えても意味がありません。自治基本条例を理解しているという人が増えてもらわないと困る、これが一番の目的であると思います。そのためには、文章を読みやすくして、みんなに理解してもらえようようにすることが非常に大切です。

また、自治基本条例の啓発の取組みを行う機会ですが、例えば、私の所属している自治会では、成人式で日本国憲法の冊子を配っていますので、成人式などで、自治基本条例のパンフレットや啓発品などを配るもの良いのではないのでしょうか。

(委員) 私は、例年、自治基本条例推進会議有志の会で出展している協働フェスタでのPRブースでの取組みが、自治基本条例を知っていただくための取組みとして、非常に効果があったと思っております。この取組みは、協働フェスタで、自治基本条例に関するパネルを展示し、来場者にクイズに答えてもらうというものです。クイズは、1対1で対応しますので、来場者に答えてもらった後、その場で説明もできます。地味ではありますが、地道に対面でPRしていくことが、最も効果的な方法だと感じます。ただ、今年度は新型コロナウイルス感染症の流行もありますので、来年1月に開催されるのかどうかはまだわかりませんが、私は毎年参加させてもらっていますので、効果を実感しています。

(委員) 協働フェスタは、実行委員会を組織し開催していて、今、新型コロナウイルス感染症が流行しておりますので、開催するかどうかの協議を重ねております。例年ですと、協働フェスタに参加しましょうということで皆様にご提案させていただくのですが、今年はまだ、決定はされていませんので、ご提案はできないという状況です。

資料4の4ページにある市政世論調査の結果を見ると、一番多いのが広報こしがやへの情報掲載です。しかし、条例施行10周年記念の特集記事を広報こしがやへ載せたとしても、令和元年度になって認知度が約7%も下がってきてしまっています。施行10周年記念の取組みが反映された市政世論調査の結果が出るのがこれからということですので、まだわかりませんが、あまり効果がないのではないかなと感じます。

私が以前から提案しておりますDVDを用いた啓発は0.7%で、非常に低いのですが、例えば、桜井地区では、地区センター主催の桜井大学校が開催されています。以前、企画課の職員に来ていただいて、自治基本条例を説明していただきました。まずは基本となる自治基本条例のことを知りましょうということで、職員の方に説明をしていただいたのですが、そういったことを様々な会議やイベントの冒頭で、DVDを使って説明できたら良いと思います。DVDを作っていただいて、それを各団体に配ったり、貸出したりして、自治基本条例の名前だけではなく、中身を分かっていたらいいような方法が良いのではないのでしょうか。

(委員) 資料4に、出前講座を随時実施と書いてありますが、直近で実施した例があれば、教えてください。

(事務局) 直近ですと、昨年度に蒲生地区センターで出前講座を行っております。

(委員) その他にも、コミュニティ推進協議会の会議でも、出前講座を行っていましたよね。

(事務局) はい、コミュニティ推進協議会の地区コミュニティ連絡会議でも説明を行いました。

(委員) コミュニティ推進協議会の会議には、私も出席し、推進会議の委員の立場からお話させていただいたのですが、帰り際に、何人かのコミュニティ推進協議会の委員の方から「よく分か

りました」という感想をいただきました。政策課の説明もとても良かったと思います。

(委員) パンフレットや特集記事等、自治基本条例を知ってもらうための様々なツールがありますので、それらを使ったり、DVDを作って流したり、いろいろな方法があるかと思います。少しずつでも地道にやっていけば、自治基本条例への理解が進んでいくのではないかと思いますので、是非これからも積極的に取り組んでいただきたいです。

(委員) 普及・啓発に関して、例えば、購買のプロセスならば、認知・理解し、共感・納得して購買行動に移るという順番になります。そのプロセスを適用したのかわかりませんが、だからこそ自治基本条例の認知に関する指標が冒頭にあるのかなと推測しました。このプロセスからすると、それぞれの分野ごとの指標というのは必要だと思います。自治基本条例について、認知・理解した後、ちゃんと行動に移したかという視点の指標を入れると良いのではないのでしょうか。ただ、この自治基本条例についても、そのようなプロセスで追っていくのが本当にふさわしいかというところは、少々悩むところかなと思います。自治基本条例を知らなくてもいきなり行動に移すことも結構あると思います。認知していなくても行動さえしてくれれば良いとか、共感してくれれば良いという、そういう発想があって良いのかなと思っています。では、それらをしっかり把握できるような指標があるかという、足りない感じがしていて、だからこそ、推進会議のような会議体があるのかなと思います。

(委員) 私は、推進会議の委員になって3期目で、1期目のときは、自治基本条例について、詳しくは分かりませんでした。会議に出席し、自治基本条例に関わっていく中で、越谷市民の方々は、この自治基本条例という言葉知らない人が多いと感じるようになりました。しかし、実際は、名称を知らずとも、参加、協働しています。私も、当時、自治基本条例という言葉が堅くてなじみにくく感じていましたし、私がもし、自治基本条例の策定に携わっていたなら、名称について反対していたと思います。今はもう、越谷市自治基本条例という名称は決まっていますので、そこに括弧をつけて、もう少し柔らかい易しい言葉を付け加えることができたら良いかなと思います。

(委員) 自治基本条例の認知度だけにこだわるのも良くないですし、分野別の項目にあたる参加や協働、情報共有などは、様々なところで実践されているわけですから、それを上手く表現できるような、推進会議ならではの、市民目線の指標を立てて評価を行うべきだと思います。自治基本条例ができてすぐに、この推進会議が設置され、これまでずっと議論がなされてきた結果、このような指標を作るといような経緯がありますので、これはこれで意味があります。ただ、10年という節目を迎えたのであれば、これを契機に、行政評価をある意味肩代わりするような形ではなくて、市民の皆さんが地域で協働しながら一生懸命活動していますので、その実情に即した指標を作り、評価していくことが、推進会議としてのスタイルとしては、よりふさわしいのではないかなと感じます。

(委員) 施策は、何かしらの狙いや目的があって実施するものです。先ほどの小学生6年生を対象としたアンケートは、ありきたりの設問で、あまり狙いを考えていない面白味のないアンケートであると感じました。小学生を対象としたパンフレットを作ったり、授業をするということも、何か狙いがあることだと思います。大人の認知度が20%程度だから、子どもから啓発していこう。子どもにパンフレットを配り、授業を実施すれば、家に帰って、家族とその話をする。子どもだけではなくて、その親の世代にも自治基本条例を知ってもらえるというような狙いがあるのかなとも思ったのですが、そうであれば、そのようなことを聞く設問にすべきです。大人が全然知らないから、子供から攻めろというようなやり方にすれば、面白い施策だと思います。

(委員) 自治基本条例は、難しく書いてあって、読むのに苦労しますが、前回会議で配られた、「越谷市自治基本条例(条例の手引き)」という冊子は、非常によくできていると思います。

(委員) 自治基本条例という言葉を知らなくても、参加や協働の精神は市民に根付いていて、市民参

加と協働のまちづくりが進んでいますから、私たち大人からすれば、自治基本条例という言葉を知るのは後づけでも良いと思っています。ただ、子どもはそのような背景があることを理解することは難しいですので、わかりやすく自治基本条例という言葉在前面に出してPRしていく方が良いと考えます。

(委員) 普及・啓発の方法ですが、自治基本条例に関するキャラクターを作ってPRすれば、親しみやすさが出て、自治基本条例を知ってもらいきっかけになると思います。

また、今後の会議の進め方なのですが、今日の会議で皆さん言い足りないことがたくさんあったのではないかと思います。これを、次回の会議までに事務局へ提出することはできるのでしょうか。

(事務局) 今回の会議で、言い切れなかったご意見につきましては、政策課宛てにメール等でご提案いただければと思います。ご意見をいただいた場合の取り扱い方について、確認させていただきたいのですが、皆様からいただいたメールを、こういったご提案がありましたということ随時委員の皆様へ情報共有する、もしくは、事務局と意見を出していただいた委員さんの間でのやり取りとするといった2つの方法があるかと思いますが、どちらがよいでしょうか。次回の会議までに委員の皆様からご意見をいただいて、その意見を事務局で整理させていただき、今後の会議の進め方などを検討する、そのような形で、事務局にお任せいただいてもよろしいでしょうか。

(委員) それぞれ意見があったら事務局に提案してもらい、それについて委員の皆さんにこのような提案がありましたと意見を求める必要はなく、事務局で適宜判断して、お任せするということが良いのではないかなと思います。私も提案することがあるかもしれませんが、その意見が採用されなくても、それは全体を取りまとめる事務局に判断をしていただくという形にした方が、スムーズにいくのではないかなと私は考えています。

(委員) 次回の会議資料を半月前には送っていただければと思います。半月前であれば、資料にしっかり目を通し、事務局に事前に意見を出すことも可能ですので、そのようにしていただきたいです。

(事務局) 本日の会議で出し切れなかったご意見については、メール等で事務局へお寄せいただきまして、そのご意見を踏まえて次回の議事について調整させていただきたいと思っています。ご意見につきましては、11月30日(月)までにご提出いただければと存じます。また、次回の会議資料につきましても、半月前を目途に送付させていただきます。

4 その他

・令和2年度第3回会議を令和3年2月15日(月)の午後6時30分から開催することとした。

5 閉会